

## 平成27年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの【第3・四半期】

(独立行政法人名：日本学生支援機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成26(2014)年度日本留学フェア(インドネシア、ジャカルタ・スラバヤ)の会場設営、広報及び印刷等の業務委託	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成26年10月2日	PT.DYANDRA COMMUNICATION Jl.Johar No.18, Menteng Jakarta Pusat 10350 INDONESIA	本フェアの実施に当たり、実施都市において我が国への留学を検討している者に対し、効果的に広報及び現地における諸準備を実施するため、日本留学の事情及び現地の留学事情に精通していること及び日本-インドネシア双方の高等教育機関ネットワークを活用できることが必要であるが、外国での契約であること及び事業を効果的に実施する者が特定されることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第11号(外国で契約をする場合)に該当するため。 なお、複数の事業者から見積書を徴取することにより、競争性、経済性の確保に努めた。	非公表	7,977,923	—	—	外国での契約であるため及び事業を効果的に実施することが可能な者が特定されるため	19	
平成26年度日本留学フェア(ベトナム・ハノイ、ホーチミン)のブース設営、事務局運営等に係る業務委託	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成26年10月3日	Salla Agent Vietnam Co., Ltd. 1204A No.6,Doi Nhan Tower, Hanoi, Vietnam	本フェアの実施に当たり、実施都市において我が国への留学を検討している者に対し、効果的に広報及び現地における諸準備を実施するため、日本留学の事情及び現地の留学事情に精通していること及び日本-ベトナム双方の高等教育機関ネットワークを活用できることが必要であるが、外国での契約であること及び事業を効果的に実施する者が特定されることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第11号(外国で契約をする場合)に該当するため。 なお、複数の事業者から見積書を徴取することにより、競争性、経済性の確保に努めた。	非公表	8,707,284	—	—	外国での契約であるため及び事業を効果的に実施することが可能な者が特定されるため	19	
平成26(2014)年度日本留学フェア(国際教育展：マレーシア)の実施に係る業務委託	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成26年10月15日	マレーシア元留日学生協会 (JAGAM: Japan Graduates' Association of Malaysia) No. 88, Jalan SS 2/4, 47300 Petaling Jaya, Selangor, MALAYSIA	本フェアの実施に当たり、実施都市において我が国への留学を検討している者に対し、効果的に広報及び現地における諸準備を実施するため、日本留学の事情及び現地の留学事情に精通していること及び日・マレーシア双方の高等教育機関ネットワークを活用できることが必要であるが、当該要件を満たす者が他にいないことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当するため。	非公表	3,349,352	—	—	外国での契約であるため及び事業を効果的に実施することが可能な者が特定されるため	19	
平成26年度日本留学フェア(ベトナム・ホーチミン)の実施に係る通訳等の手配	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成26年10月22日	在ホーチミン市元留学生クラブ (JUACH) 55 Mac Dinh Chi St., Dist.1, Ho Chi Minh city, Vietnam	本フェアの実施に当たり、実施都市において我が国への留学を検討している者に対し、効果的に広報及び現地における諸準備を実施するため、日本留学の事情及び現地の留学事情に精通していること及び日本-ベトナム双方の高等教育機関ネットワークを活用できることが必要であるが、当該要件を満たす者が他にいないことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当するため。	非公表	1,015,520	—	—	外国での契約であるため及び事業を効果的に実施することが可能な者が特定されるため	19	
WSUS(Windows Server Update Services)の導入作業	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成26年10月27日	株式会社 日立製作所 東京都江東区新砂一丁目6番27号	本件で調達する作業の対象であるシンクライアントパソコンは、日立キャピタル株式会社及び株式会社 JECCとのリース契約によりリースされているものであり、これらの業者の指定する者以外では作業を実施できず競争を許さないことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当するため。	非公表	3,564,000	—	—	リース会社の指定する者以外では当該業務を行うことが許されないため	19	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
データセンター更改に伴う文書決裁及び決裁済文書管理システムの移設作業	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成26年10月27日	東芝ソリューション株式会社 東京都港区芝浦一丁目1番1号	本件で調達する作業の対象である文書決裁及び決裁済文書管理システムは、IBJL東芝リース株式会社よりリースされているものであり、リース会社が指定する東芝ソリューション株式会社以外には作業を実施できず競争を許さないことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当するため。	非公表	1,231,200	—	—	リース会社の指定する者以外では当該業務を行うことが許されないため	19	
延滞債権管理システム(TCS)の減額返還制度に係る支払督促申立書等の作成機能のシステム改修	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成26年11月6日	株式会社アイティフォー 東京都千代田区一番町21番地	当該ソフトは業務パッケージソフト「延滞債権管理システム(TCS)」をカスタマイズして構築したものであり、著作権を有する会社以外では実施できず競争を許さないことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当するため。	非公表	3,823,200	—	—	著作権を有する者以外では実施できず、競争を許さないため	19	
平成27年度日本留学フェア(タイ・バンコク)会場借料	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成26年12月17日	Bangkok Convention Centre at CentralWorld 999/99 Rama 1 Road, Pathumwan, Bangkok 10330 Thailand	本フェア実施に当たっては、会場は以下の要件を満たす必要があることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(外国で契約をする場合)に該当するため。 ・参加ブースを全て収容することができる会場スペースを有していること、 ・交通の利便性が高くかつ宿泊施設等が隣接していること、 ・現地での認知度が高いこと、 なお、複数の会場比較を行った上で事業者を選定するなど、競争性・経済性が確保できるよう努めた。	非公表	4,844,385	—	—	外国での契約であるため及び事業を効果的に実施することが可能な者が特定されるため	19	

【注】

1. 本表は、「随意契約等見直し計画」の対象となっている契約を対象としている。
2. 本表は、平成26年度に締結した契約のうち、平成27年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載している。
3. 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載している。
4. 「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、以下の類型区分(1～19)の番号を記載している。
  - 1: 法令の規定により契約の相手方が一に定められているもの
  - 2: 条約等の国際的取決めに、契約の相手方が一に定められているもの
  - 3: 閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの
  - 4: 地方公共団体との取決めに、契約の相手方が一に定められているもの
  - 5: 当該場所で行わなければならない行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)
  - 6: 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等
  - 7: 防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等
  - 8: 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)
  - 9: 郵便に関する料金(信書に係るものであって料金を後納するもの。)
  - 10: 再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入
  - 11: 美術館等における美術品及び工芸品等の購入
  - 12: 行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの
  - 13: 緊急の必要により競争に付することができない場合
  - 14: 競争に付することが不利と認められる場合
  - 15: 秘密の保持が必要とされている場合
  - 16: 競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合
  - 17: 特例政令に相当する規定に該当する場合
  - 18: 国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約
  - 19: その他、上記類型区分に分類できないもの